



【新型コロナ対策】町民の皆さんへのお願い

新型コロナウイルス感染症への恐怖心や不安感から、感染者やその家族、医療機関、医療従事者等に対しての人権侵害、風評被害が起っています。

誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷、個人の特特定や勝手な個人情報の公開、不確かな情報の発信は慎んでください。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

ごみ集積所の利用方法及びごみの出し方について

最近、地域のごみ集積所に利用者以外の方がごみを出している事例が見られます。そのため、本来の利用者がごみを出せなくなっています。集積所は、地域で管理をして利用していますので、他地域の集積所へごみを出すことは利用者の迷惑になります。したがって、決められた集積所へ収集日当日の午前8時30分までにごみ出しをお願いします。

また、片付け等により発生した多量のごみは、少量ずつ数回に分けて集積所に出すか、環境センターに直接持ち込んでください。

なお、各家庭に配布されている令和2年度ごみ分別収集日割り表や大子町の公式アプリ等を利用して分別の仕方及び収集日を御確認ください。御理解と御協力をお願いします。

●ごみ持込み受付日時

月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）

午前の部 8:45～11:30 午後の部 13:10～16:00

問合せ 環境センター TEL 72-3042

おさがりバザール中止

9月11日（金）～15日（火）に予定していました「おさがりバザール」は、県内で新型コロナウイルス感染が多数発生し、感染拡大防止のため中止します。

8月24日（月）からのお預かり品受付も中止しています。

御迷惑をおかけしますが、御理解・御協力をお願いします。

問合せ 大子町子育て支援センター
TEL 72-1120

お詫びと訂正

8月5日発行の「だいご議会だよりNo.202号」について、9ページ3段目、菊池富也議員からの質問「各種工事の適正な価格に関連した新庁舎建設費用」の答弁の編集に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

【正】財政課長：解体業務の参加業者については、検討する。

【誤】財政課長：検討する。

問合せ 議会事務局 TEL 72-1115

令和3年度就学時健康診断

令和3年4月から小学校に就学するお子さんを対象に健康診断を行います。該当するお子さんは次のとおり受診してください。該当者にははがきで通知していますが、通知が届かない場合や、都合により指定された日に受診できないときは、教育委員会事務局学校教育担当へ御連絡ください。

●該当するお子さん

平成26年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた子

●日時等

期 日	学校区名	時 間	場 所
10月1日(木)	だいが小学校区	受付 13:00~	中央公民館
	袋田小学校区	開始 13:30~	
10月14日(水)	依上小学校区, さはら小学校区	受付 13:30~	中央公民館
	上小川小学校, 生瀬小学校区	開始 14:00~	

問合せ 教育委員会事務局学校教育担当 Tel79-0170

「悪質商法・二重電話詐欺」に御注意を

高齢者の方が抱える、健康・お金・孤独などの不安、子や孫を心配する心につけ入り、年金や貯蓄などの貴重な財産を搾取する、悪質商法や二重電話詐欺による被害が後を絶ちません。

また、新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法や二重電話詐欺も多く報告されています。今後、新たな手口が現れる可能性もあります。

悪質商法被害から高齢者の方を守るためには、周りの方々や地域の皆さんの見守りや声かけが大切です。高齢者の方も、少しでも不安に感じたり悩んだりしたら、一人で悩まず身近な人や大子町消費生活センターに相談しましょう。

「現金渡して」は詐欺！

「通帳、印鑑、キャッシュカードを預かる」は詐欺！

「ATMを操作して医療費等を還付」は詐欺！

コンビニ等で電子マネーカードを買ってその「カード番号を知らせて」は詐欺！

問合せ 大子町消費生活センター Tel72-1124

相談時間 9:00~12:00, 13:00~16:00 (土日・祝日, 年末年始を除く。)

奥久慈大子まつり

インターネット開催

「奥久慈大子まつり」は例年、文化福祉会館「まいん」駐車場を会場として開催していましたが、新型コロナウイルスの収束の兆しが見えない中、一同に会する形での開催は難しいと判断しました。

そこで、多くのイベントが中止となる中、少しでも大子町の活力となるよう開催形態を変更してインターネット(Web)を活用した新たな形態として企画、発信することとしました。

開催期間は11月~12月を予定しています。その他詳細については、今後決定次第お知らせします。

問合せ 奥久慈大子まつり実行委員会
Tel76-8025

飛沫防止シートからの火災に注意！

新型コロナウイルス感染症の飛沫感染を防ぐため、ビニールやナイロン製の飛沫防止シートを設置している店舗や事業所が増えています。

飛沫防止シートの材質によっては、着火、燃焼しやすいものがありますので、シートの近くでライターの点火等、火気の使用は絶対にしないでください。

また、飛沫防止シートを設置している事業所の方は、「飛沫防止用シートの火災予防上の留意事項」が大子町ホームページに掲載されていますので、御確認ください。

問合せ 消防本部予防課
Tel72-0119

大子町薪ストーブ等設置費補助金

町では、薪ストーブ等の普及を支援することにより、森林資源の利活用を促進し、低炭素社会の構築及び地域林業の活性化に寄与するため、薪ストーブ等を設置する方に補助金を交付します。

●補助対象者

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ・町内に住所を有する個人又は町内に事業所を置く法人であること。
- ・町税等を滞納していないこと。

●補助対象となる薪ストーブ等

薪ストーブ、ペレットストーブ、薪ボイラー、チップボイラー、ペレットボイラー

●補助対象となる要件

次の要件を全て満たす薪ストーブ等が対象です。

- (1) 町内に所在する住宅、事業所、農業用施設又は集会施設に設置するものであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 薪ストーブ及びペレットストーブについては、二次燃焼機能により排煙を減少させる機能を有するものであること。
- (4) 令和3年3月末日までに購入し、設置を完了するものであること。

●補助金の額

薪ストーブ等の購入費及び設置工事費の3分の1に相当する額（限度額 50,000円）

申請に必要な手続や詳細については、大子町ホームページを見るか、まちづくり課までお問い合わせください（<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002843.html>）。

問合せ まちづくり課 Tel 72-1131

各種住宅助成金制度の御案内

●子育て世帯住宅助成金

- ▽助成要件 18歳以下の児童がいる世帯で、町内に自ら居住するための住宅を新築すること。
- ▽助成金額 床面積1㎡につき20,000円を助成（限度額2,000,000円）

●木造住宅助成金

- ▽助成要件 茨城県産材の木材を2分の1以上使用して、町内に自ら居住するための住宅を新築すること。
- ▽助成金額 床面積1㎡につき10,000円を助成（限度額1,000,000円）

●住宅リフォーム助成金

- ▽助成要件 工事費用が20万円（税込み）以上で、町内に自ら居住するための住宅を増築・リフォームすること。
- ▽助成金額 工事費用（税込み）の25/100（限度額500,000円）

●空き家バンクリフォーム助成金

- ▽助成要件 工事費用が20万円（税込み）以上で、空き家バンクへ登録した物件を空き家入居者又は空き家所有者が増築・リフォームすること。
- ▽助成金額 工事費用（税込み）の50/100
（限度額 空き家入居者：700,000円 空き家所有者：500,000円）

●注意事項

- ・助成金の申請書は、工事着工前に提出してください。
- ・町内業者による工事分が助成対象となります。
- ・リフォームの場合は、工事前の写真を忘れずに撮影してください。
- ・空き家バンクリフォーム助成金の対象物件は、空き家バンクへの登録が必要です。

問合せ 建設課 Tel 72-2611

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症が各地で発生しています。「三つの密」を避け、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染症対策を徹底しましょう。

●御家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合に、家庭内で御注意いただきたいこと

- ・部屋を分けましょう。
感染が疑われる方の部屋は食事や寝るときも別室にし、御本人は極力部屋から出ないようにしましょう。
- ・感染者のお世話はできるだけ限られた方で行いましょう。
心臓、肺、腎臓に持病がある方や糖尿病の方、免疫力の低下した方、妊婦の方などがお世話をするのは避けてください。
- ・マスクをつけましょう。
使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。
- ・こまめに手を洗いましょう。
こまめに石鹸で手を洗いましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしましょう。
- ・換気をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ・ごみは密閉して捨てましょう。
鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。

●感染が疑われる方へのお願い

- ・感染が疑われる方は外出を避けてください。
- ・御家族、同居している方も、熱を測るなど健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときは職場などに行かないでください。

●相談・受診の目安（令和2年5月8日付厚生労働省発表）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・そのほかの方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く。
症状が4日以上続く場合、強い症状と感ずる場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合は御相談ください。

※これらに該当しない場合の相談も可能です。検査については医師が個別に判断します。

●感染を疑う場合は次の【帰国者・接触者相談センター】へ御相談ください

- ・ひたちなか保健所 TEL 029-265-5515（平日9:00～17:00）
- ・茨城県庁内 TEL 029-301-3200（8:30～22:00 ※土日・祝祭日含む。）

●感染症予防に関する電話相談

- ・大子町役場健康増進課 TEL 72-6611（平日9:00～17:00）

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会受講者募集

「シルバーリハビリ体操指導士」は、ボランティアとしてシルバーリハビリ体操を地域に広める活動をしています。現在、46人の指導士が町内の各地域で活躍しています。

- 受講資格 50歳以上で常勤の職に就いていない、地域でのボランティア活動に意欲のある方
- 開催日 10月22日（木）・26日（月）・29日（木）、11月4日（水）・6日（金）
全5日間で体操の指導に必要な知識を楽しく学びます。
- 場所 保健センター ※10月22日は茨城県立健康プラザ（送迎有り）
- 定員 20人（定員になり次第、締め切ります。）
- 申込み 10月2日（金）までに地域包括支援センターへお申し込みください。
- その他 感染症等の状況により、日程や会場が変更になる可能性があります。

問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175

集団健診のお知らせ

集団健診を実施します。健康管理のために、健診を受診しましょう！

実施日	受付時間	対象地区	場 所
10月1日(木)	9:30~11:30 ----- 13:00~15:00	高田, 下野宮	旧下野宮小学校 (体育館)
10月5日(月)	9:30~11:30 ----- 13:00~15:00	川山, 大生瀬坂西	宮川コミュニティ センター
10月6日(火)	9:30~11:30 ----- 13:00~15:00	矢田 ----- 冥賀(前・後), 池田(上)	太子温泉やみぞ (体育館)
10月9日(金)	9:30~11:30 ----- 13:00~15:00	池田(中) ----- 池田(下), 松沼	中央公民館 (講堂)
10月12日(月)	9:30~11:30 ----- 13:00~15:00	浅川	中央公民館 (講堂)
10月14日(水)	9:30~11:30 ----- 13:00~15:00	上岡, 太子(近町・長岡)	文化福祉会館 「まいん」
10月15日(木)	9:30~11:30 ----- 13:00~15:00	太子(愛宕町・本町・栄町)	
10月23日(金)	9:30~11:30 ----- 13:00~15:00	太子(泉町・金町)	
10月25日(日)	9:30~11:30 ----- 13:00~15:00	太子(小久慈)他	保健センター

※新型コロナウイルス感染防止のため、健診委託機関の指示により、受付人数を1日160人に制限して実施します。定員を超えた場合、当日受診できないことがあります。

※当日、会場入口で体温の測定を行います。37℃以上の方は受診できません。

※番号札を配布し、消毒などの対策をするため、例年より待ち時間がかかります。

※感染防止のため必ずマスクの着用をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては実施を変更する場合があります。

※極力自分の地区の健診を御利用ください。

※健康づくりポイントカードをお持ちの方は、ポイントカードを御持参ください。

● **40歳以上74歳以下で国民健康保険に加入している方**

町から交付された受診券、保険証をお持ちください。

● **40歳以上74歳以下で社会保険に加入している被扶養者の方**

医療保険者(保険証発行先)発行の受診券、保険証をお持ちください。医療保険者によっては、健診実施場所の指定がありますので御注意ください。

● **75歳以上の方及び65歳以上で後期高齢者広域連合に加入している方**

80歳までの方及び昨年度健診を受けた方に受診券を交付しています。受診券をお持ちください。
81歳以上で、新たに健診を希望する方は、事前に健康増進課へお申し込みください。

● **39歳以下の方及び生活保護世帯の方**

昨年度健診を受けた方に受診券を交付しています。新たに受診を希望する方は、事前に健康増進課へお申し込みください。

※町の助成を利用して人間ドックを受けた方及び医療機関で特定健診・高齢者健診を受けた方は、重複受診はできませんので御注意ください。重複受診をした場合には、健診料金を徴収します。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

令和2年度健康づくりポイント事業

健康づくり事業に参加し、ポイントを貯めると記念品がもらえる「令和2年度健康づくりポイント事業」に参加しませんか？この事業は、町民の健康づくりへの動機付けと運動習慣の定着を目的としています。健康づくりポイント事業に参加して、みんなで健康になりましょう。

●**対象者** 大子町に住民登録があり、令和3年3月31日時点で20歳以上の方

●カードを作る

▽カード申込期限 令和3年3月31日（水）

▽カードが作れる場所

- ・保健センター（健康増進課） ・ 集団健診会場
- ・中央公民館（1階 教育委員会事務局生涯学習担当） ・まいん（1階 社会福祉協議会）
- ・各コミュニティセンター（※不在のときもありますので電話で御確認ください。）

●ポイントを貯める

▽スタンプ押印期限 令和3年3月31日（水）

▽対象事業 健康診査（生活習慣病予防健診、特定健康診査、高齢者健康診査、人間ドック、各種がん検診等）、疾病予防相談、健康教室等に参加し、カードにスタンプ印をもらうことで、ポイントが貯まります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止又は延期となる場合があります。

●記念品と交換する

▽カード提出期間 令和3年3月31日（水） ※ポイントが貯まり次第交換できます。

▽記念品

- ・5ポイント以上
おまかせ特産品セット（1,000円相当）又は温泉施設利用券2枚のいずれか
- ・8ポイント以上
おまかせ特産品セット（2,000円相当）又は温泉施設利用券4枚のいずれか
- ・12ポイント以上
選べる特産品（3,000円相当 大子産米、奥久慈しゃも肉、常陸大黒製品のいずれか）
又は温泉施設利用券6枚のいずれか

※温泉施設利用券は、森林の温泉、大子温泉やみぞ、フォレスパ大子及び道の駅「奥久慈だいち」浴場で使用できます（入湯税は自己負担です。）。

※以上のいずれかまでポイントが貯まったら、カードに必要な事項を記入して、健康増進課へ提出してください。1人1回いずれか1つの記念品と交換できます。

※特産品については、後日送付します。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

児童扶養手当を受給している皆さんへ

茨城県では、児童扶養手当を受給している皆さんの就労を支援するため、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施しています。この事業では、母子・父子自立支援プログラム策定員などが、あなたの就労をきめ細やかにサポートします。

●支援の流れ

1. 母子・父子自立支援プログラム策定員、母子・父子自立支援員が就労の相談をお受けします。
2. その中で、生活や子育ての状況、自立・就労の妨げになっている要因をお伺いします。
3. 自立目標や支援内容（プログラム）を作り、必要な情報提供やアドバイスなどを行います。
4. 必要に応じて、母子・父子自立支援プログラム策定員などが、ハローワークと共に更なる就労支援を行います。

※県や町では、児童扶養手当を受給している皆さんが安心して生活できるように、母子・父子自立支援プログラム策定事業のほか、様々な事業を行っています。お気軽にお問い合わせください。

問合せ 福祉課社会福祉担当 Tel 72-1117

高齢者を対象とした無料の歯科健康診査

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。

- 実施期間 9月1日(火)～12月31日(木)
※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

●対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、以下の生年月日の方

- ・昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方(満75歳)
- ・昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの方(満80歳)
- ・昭和9年4月1日～昭和10年3月31日生まれの方(満85歳)

※対象となる方に8月中旬頃に健診の案内と受診票を送付しました(施設等入所者を除く。)

●健診内容

①問診、②歯の状態、③咬合状態、④口腔衛生の状態、⑤口腔乾燥の状態、⑥歯周組織・粘膜の状況、⑦口腔機能評価、⑧呼吸の異常、⑨指輪っかテスト、⑩反復唾液嚥下テスト、⑪事後指導(セルフケアの歯ブラシ指導)等

●受診場所

茨城県歯科医師会に所属の歯科医療機関のうち、「実施歯科医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関

※「実施歯科医療機関一覧」は、健診の案内と併せて8月中旬頃に送付します。

●受診方法

- ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ②受診日までに、受診票内の問診項目を御記入の上、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課保健資格班 TEL029-309-1212

戦没者等の御遺族の皆様へ

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の御遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十一回特別弔慰金については、御遺族に一層の弔慰を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を支給することとしています。

●支給対象者

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。
- (4) (1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- (5) 請求者本人以外の方が手続をする場合は、委任状が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

●支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

●受付期間 令和2年7月1日から令和5年3月31日まで

●受付時間 9:00～17:00

●場 所 大子町役場 第一分室(旧水道課) ※変更になる場合があります。

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL72-1117

学生の皆さんへ！就職面接会開催

大学院，大学，短大，専修学校等（高校は除く。）の令和3年3月卒業予定者及び既卒未就職者（おおむね卒業後3年以内）を対象に，県内企業を集めた「チャレンジいばらき就職面接会」を開催します。

面接会は，午前の部と午後の部で参加企業を入れ替えて行われます。参加を希望する方は，事前申込み（参加費無料）が必要です。外国人留学生も参加可能です。

●開催期日及び場所

- ・水戸会場（1日目） 10月26日（月） ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）
- ・水戸会場（2日目） 10月28日（水） 茨城県水戸合同庁舎（水戸市柵町1-3-1）
- ・土浦会場（1日目） 10月20日（火） ホテルマロウド筑波（土浦市城北町2-2-4）
- ・土浦会場（2日目） 11月 5日（木） ホテルマロウド筑波（土浦市城北町2-2-4）

●開催時間（全日程共通）

- ・午前の部 10：30～12：30
- ・午後の部 14：10～16：10

●参加予定企業数

- 水戸会場（1日目）80社 水戸会場（2日目）40社
- 土浦会場（1日目）60社 土浦会場（2日目）60社

●申込み

チャレンジいばらき就職面接会のホームページ上で御案内します。

参加申込みの御案内時期は9月上旬になる見込みです。都度，ホームページを御確認ください。

https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r_challenge_mensetsu.html

問合せ 茨城県労働政策課 Tel029-301-3645

いばらき若者サポートステーションの就労相談

様々な理由で仕事に就くことが困難な若者のために，就労相談を実施しています。

「働きたいのに働けない」「誰に相談したらいいのかわからない」「就職活動のやり方を教えてほしい」など，就職に悩む方への御相談にキャリアコンサルタントが応じています。

相談は個別に行い，一人一人のお話を丁寧にお聞きします。電話による事前予約制で，相談は無料です。

- 日 時 月～土曜日（日曜，祝日休み）10：00～17：00
- 場 所 いばらき若者サポートステーション（水戸市赤塚1丁目1番地ミオスビル1階）
- 対 象 15歳～49歳の未就労者とその家族

申込み・問合せ いばらき若者サポートステーション Tel0120-717-557

個別的労使紛争のあっせんに係る無料労働相談会

解雇，パワハラなど労働関係のトラブルについて，茨城県労働委員会の委員が相談に応じます。秘密は厳守します。事前予約が必要です。

- 日 時 ①10月1日（木）17：00～19：00
②10月15日（木）17：00～19：00 ※②は電話相談にも応じます。
③10月29日（木）17：00～19：00
- 場 所 ①鉾田合同庁舎（鉾田市鉾田1367-3）
②県庁労働委員会事務局（水戸市笠原町978-6）
③土浦合同庁舎（土浦市真鍋5-17-26）
- 費 用 無 料

問合せ 茨城県労働委員会事務局 Tel029-301-5563

令和3年度茨城キリスト教大学看護学部 町推薦の受付について

町では、地域で活躍が期待される看護師、保健師を養成するため、茨城キリスト教大学看護学部の地域特定推薦枠（1人）を得ています。

令和3年度地域特定推薦入学試験を受験しようとする方は、必要書類を添えて健康増進課に申請してください。

●出願資格（次の全てを満たす方）

- (1)高等学校又は中等教育学校を令和3年3月に卒業見込みの方で、茨城キリスト教大学を第一志望とし、合格した場合は必ず入学する方
- (2)大子町に居住する高校生（又は保護者が令和元年11月11日以前から住所を有している方）で、かつ町長及び学校長が推薦できる方
- (3)全体の評定平均値が3.8以上の方
- (4)看護学に深い関心を持ち、卒業後は地域の保健、医療、福祉の向上に貢献しようとする方

●町の受付期間

10月12日（月）～10月23日（金） 8：30～17：15 ※土・日曜日を除く。

●大学への出願期間

11月2日（月）～11月12日（木）必着

※願書は茨城キリスト教大学公式サイト（<https://www.icc.ac.jp/>）から出力してください。

問合せ 茨城キリスト教大学入試広報部 Tel 0294-54-3212
大子町役場健康増進課 Tel 72-6611

Dカフェ（認知症カフェ）

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。認知症カフェは、お茶を飲みながら、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。

認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日 時 9月27日（日）13：30～15：00（受付13：15～）
- 場 所 大子フロント（旧森山写真館）
- テ – マ 脳活体操&グループワーク
「認知症になってもいきいき生活できる町づくりについて考えよう！」
- 講 師 志村大宮病院 認知症疾患医療センター 認知症カフェスタッフの皆さん
- 参加費 無 料
- 申込み 不 要
- 主 催 できあす大子（協賛：地域包括支援センター）
- そ の 他 当日は感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。また、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、御了承ください。

問合せ 地域包括支援センター Tel 72-1175

物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は、お気軽に御相談ください。

- 日 時 9月24日（木）13：00～16：00
- 担 当 者 地域包括支援センター職員
- 場 所 保健センター 相談室
- 申 込 み 9月23日（水）までに電話等で地域包括支援センターにお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター Tel 72-1175

特設人権相談所開設

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、対面での人権相談を中止していましたが、10月から対面での相談を再開します。相談の際には、マスクを着用の上、会場入口等に設置してあるアルコール消毒液による手指消毒と検温、相談時間の短縮に御協力をお願いします。なお、体調が悪い場合は来訪を御遠慮いただき、みんなの人権110番の電話相談を御利用ください。

●日 時 10月1日(木) 13:30~15:30

●場 所 大子町役場 2階 庁議室

●内 容

- ・不確かな情報や誤った情報に基づく不当な差別やいじめ、誹謗、中傷などの人権侵犯
- ・子ども(いじめや体罰など)、女性(DV、セクハラなど)、高齢者、障がい者に対する人権問題
- ・婚姻、離婚、親権等戸籍に関する問題
- ・夫婦、家庭内の問題、近隣トラブル 等

●相談員 人権擁護委員

●電話相談窓口

みんなの人権110番 TEL0570-003-110(平日8:30~17:15)

茨城県人権啓発推進センター TEL029-301-3136(平日9:00~17:00)

問合せ 総務課秘書職員担当 TEL72-1113

茨城県行政書士会無料相談会

茨城県行政書士会では、面談による無料相談会を実施します。また、電話による無料相談も実施しています。茨城県内の行政書士が、遺言、相続、各種許認可等の行政手続相談など、暮らしと役所の諸手続に関する相談に直接お答えしますので、お気軽に御相談ください。

●面談による無料相談会

▽常陸大宮会場

・日 時 10月3日(土) 10:00~15:00

・場 所 常陸大宮市おおみやコミュニティセンター 2階 研修室3

▽大子会場

・日 時 10月24日(土) 10:00~15:00

・場 所 文化福祉会館「まいん」 1階 観光交流ホールC

●電話による無料相談

・日 時 毎週木曜日(祝日除く) 13:30~16:30

・電話番号 029-305-3731

問合せ 茨城県行政書士会事務局 TEL029-305-3731

茨城県行政書士会県北支部 TEL0294-87-6227(三橋)

図書館「プチ・ソフィア」

無料で本、雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。

開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

●新しく入った本

▽一般書

「明日の自分が確実に変わる10分読書」吉田裕子著 「オフマイク」今野敏著

「人は話し方が9割 1分で人を動かし、100%好かれる話し方のコツ」永松茂久著

「お父さんは認知症 父と娘の事件簿」田中亜紀子著 「一人称単数」村上春樹著

「そこにはいない男たちについて」井上荒野著 「欲が出ました」ヨシタケシンスケ著

▽児童書

「ホントに食べる?世界をすくう虫のすべて」内山昭一監修

「54字の百物語 意味がわかるとゾクゾクする超短編小説」氏田雄介編著

「でんしゃからバイバーイ」いしづちひろ作 きたむらじん絵

インターネットで蔵書を検索することができます(<http://www.lib-eye.net/daigo/>)。

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL72-6123

外国人のための電話・ビデオ通話による休日無料弁護士相談

- 日 時 10月4日(日)・11日(日)
10:00~15:00(受付は14:30まで)
- 相談方法
 - ・電話:029-244-3811
 - ・ビデオ通話:LINE, Skype, Messengerにて対応

※ビデオ通話での相談の方は、事前に①氏名 ②言語 ③通話ツールをメールにて連絡ください(iia_consul@ia-ibaraki.or.jp)。
- 相談内容 ビザ, 仕事, 結婚, 税金, 保険, 生活全般について
- 相談可能言語
 - 日本語, 英語, 中国語, タイ語, タガログ語, ポルトガル語, 韓国語, スペイン語, インドネシア語, ベトナム語
- 主 催 (公財)茨城県国際交流協会, 茨城県弁護士会, 関東弁護士会連合会

問合せ (公財)茨城県国際交流協会 外国人相談センター Tel 029-244-3811

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
※この制度は、税額を減免する制度ではありません。

●対象となる方

次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別, 規模は問いません。)

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

●対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人・法人住民税, 固定資産税などほぼ全ての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く。)が対象です。

●申請手続等

各税の納期限までに申請が必要です。審査の結果, 許可通知書又は不許可通知書を送付します。感染防止のため郵送申請を御利用ください。申請書は, 電話で請求又は大子町ホームページからダウンロードしてください。窓口での申請は, 事前にお問い合わせください。

申請書のほか, 収入, 現金及び預金の状況が分かる資料の提出が必要です。提出が難しい場合は御相談ください。

既に納期限が過ぎている未納の税については申請期限を経過しましたが, 遡って対象となる場合がありますので御相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 72-1116

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について

大子町では, 町税をスマートフォン決済やインターネットによるクレジット決済, 口座振替, eL T A X (エルタックス)で納税することができます。

窓口での混雑を緩和し新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため, 御自宅等で納税が可能なこれらの方法をできるだけ御利用するようお願いいたします。

なお, 大子町ホームページの新型コロナウイルス感染症関連情報「新型コロナウイルス感染症について」から内容を確認することができます。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 72-1116

町有地売払い

大子町所有の土地を、次のとおり現状渡しで払い下げます。

●売払い物件

【1】

所在地	地目	地積 (㎡)	最低売却価格(円)	単価(㎡当たり)
池田字十王平 1647 番 7 池田字馬場 2559 番 7	雑種地	315 ㎡ (約 95 坪)	1,730,925 円	5,495 円

▽土地に係る制限等

- (1) 用途地域 第一種低層住居専用地域 (2) 建ぺい率 40% (3) 容積率 80%
 (4) 電気 東京電力エリア (5) 水道 大子町上水道引込可能
 (6) 排水 自己負担により「個別合併処理浄化槽」を設置する必要あり

【2】

所在地	地目	地積 (㎡)	最低売却価格(円)	単価(㎡当たり)
大子字後山 488 番	宅地	817.88 ㎡ (約 247 坪)	7,642,860 円	約 9,344 円

▽土地に係る制限等

- (1) 用途地域 用途指定無 (2) 建ぺい率 60% (3) 容積率 200%
 (4) 電気 東京電力エリア (5) 水道 大子町上水道引込可能
 (6) 排水 自己負担により「個別合併処理浄化槽」を設置する必要あり

●申込み

▽申込期間 9月16日(水)～10月6日(火) ※土日・祝日を除く。
 8:30～17:00 ※ただし、10月6日は正午まで

▽申込場所 大子町役場財政課(郵送による申込みはできません。)

▽必要書類 普通財産売払申請書, 完納証明書(未納がないことの証明)

▽無効となる申請書

- (1) 記載事項が不明な場合又は記名押印がない場合
 (2) 金額を訂正した場合又は意思表示が不明瞭な場合
 (3) 2通以上の申請書を提出した場合
 (4) 申請書の提出に関し不正行為のあった場合

●応募資格

応募できる方は、次に掲げる全ての要件を満たしている個人又は法人です。

- (1) 売買代金の一括支払いが確実にできること。
 (2) 市町村民税その他の税金の滞納がないこと。
 (3) 暴力団及びその関係者の方でないこと(大子町暴力団排除条例, 大子町建設工事等暴力団排除対策措置要綱による。)
 (4) 買い受けた土地を公序良俗に反する用途に供するおそれがないこと。
 (5) 買い受けた土地を暴力団の事務所その他これに類するもののように供し, 又はこれらの用に供することを知りながら, 本物件を第三者に譲渡しないことを誓約できること。
 (6) 契約締結日から5年間の条件として, 風俗営業を行わないことを誓約できること。

※2者以上の連名(共有)による応募の場合も, 連名者(共有者)全員が(1)～(6)の要件を備えていることが必要です。

●落札者の決定方法

10月6日(火)午後1時開札 町の最低売却価格以上で最高額の入札者が落札者となります。

●注意事項

- (1) 現状有姿(あるがままのすがた)での売払いのため, 建物, 越境物, 工作物等(フェンス, 擁壁, 樹木, 街灯など)を含めた土地の引き渡しとなります。
 (2) 地盤, 地下埋設物, 土壌等の調査は実施していません。
 (3) 不動産売買の仲介手数料はかかりません。
 (4) 所有権移転登記の手続きは町が行います。(登録免許税は御負担ください。)
 (5) 普通財産売払申請書に事実と相違する記載があるときは, 申込み又は売払いの決定は無効になります。
 (6) 提出された書類は, お返ししません。
 (7) 提出された書類等に係る情報は, 土地購入申込み以外には使用しません。

問合せ 財政課契約管財担当 TEL 72-1119

結婚新生活応援補助金

若者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図るため、新婚世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助します。

●対象となる方

- ・補助金申請日が婚姻届日から6か月以内であること。
- ・婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも満50歳以下であること。
- ・夫婦共に町内に住所を有していること。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・町民税を滞納していないこと。

●対象となる経費

①住居費（新築・購入）

婚姻を機に新たに町内の住宅を取得する際に要する費用（増改築を除く。）

②住居費（賃貸）

婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅を賃借する際に要する家賃（夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当分を除く。） ※町営住宅、子育て支援住宅は対象外

③その他の経費

敷金、礼金、共益費、仲介手数料及び引越費用

●補助金の額

①住居費（新築・購入）

1世帯当たり720,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

②住居費（賃貸）

1世帯当たり月額20,000円を上限とする。

初年度の補助金申請日の属する月から起算して36か月を限度

③その他の経費

1世帯当たり合計額180,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

※②及び③の補助を受ける場合は、合わせて720,000円を上限とする。

●申請に必要なもの

- ・結婚新生活応援補助金交付申請書 ※大子町ホームページからダウンロードできます。
- ・住宅の売買契約書若しくは請負契約書又は賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ・住宅手当支給証明書 ※大子町ホームページからダウンロードできます。
- ・夫婦の所得証明書及び市町村税完納証明書
- ・貸与型奨学金の返還額が分かる書類

●補助金の申請及び請求時期

▽申請時期 初年度：随時 次年度以降：毎年4月末まで

▽請求時期 9月（4月～9月分）、3月（10月～翌年3月分）の年2回

問合せ まちづくり課 Tel 72-1131

【気になる！原子力講座 vol.2】 「大子町と原子力発電所との位置関係」

大子町の一部（盛金及び北富田地区）は、日本原子力発電東海第二発電所から30km圏内に位置しています。

原子力災害の影響する区域は、次のように呼ばれています。原子力災害が発生した場合は、これらの言葉により情報が配信される場合がありますので、覚えておきましょう。

●原子力発電所からおおむね5km内の区域

PAZ（ピーエーゼット）[Precautionary Action Zone]

放射性物質放出の前の予防的に避難等を行う地域のこと。

●原子力発電所からおおむね5km～30km内の区域

UPZ（ユーピーゼット）[Urgent Protective action Zone]

予防的な防護措置を含め、段階的に屋内避難、避難、一時移転を行う地域のこと。

※盛金及び北富田地区はここに含まれます。

問合せ 総務課総務担当 Tel 72-1114

茨城県大子警察署からのお知らせ

●茨城県は自動車盗難被害数が4年連続全国1位です

被害多発車種		防犯対策	
乗用車	貨物車	車両の対策	駐車場の対策
ランクル プリウス アルファード ヴェゼル クラウン	エルフ ハイエース フォワード ハイゼット キャンター	<ul style="list-style-type: none"> ・電波遮断ポーチ ・タイヤロック ・ハンドルロック 	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉の施錠 ※切断されない鍵が有効 ・センサーライト ・防犯カメラ
※様々な手口に対応するため、電波遮断ポーチだけでなく、物理的な対策であるタイヤロック等、複数の対策が必要です。			

●倉庫、廃工場、納屋等が盗難車の解体に利用されています

▽こんな倉庫があったら警察へ通報を

一見利用されていないが、

- ・自動車の解体音や自動車部品が散乱している。
- ・トラック等へ車枠，エンジン等を搬出している。
- ・深夜から早朝にかけて不特定の車両が入る。

※検挙に結びついた通報には、一定の条件のもと3万円までの報奨金が出ます。

▽倉庫等を所有している方へ

泥棒に貸すことがないために

- ・契約の際、使用目的を確実に確認し、書面に残しましょう。

契約後、盗難車の解体が判明したら

- ・警察に通報しましょう。
- ・あらかじめ契約を解除する旨を契約書に盛り込みましょう。

※盗難車を扱っていることを知って、家賃収入を得た場合、処罰の対象となります。

問合せ 大子警察署生活安全課 Tel 7 2 - 0 1 1 0

放射性物質測定結果

大子町では、町民の皆さんの安心と安全のため、放射能測定機（ベクレルモニター）を導入し、町内で生産及び採取された農畜林水産物のうち、町民の方から申請があったものについて測定を行っています。7月に測定した試料の件数及び検出した放射性物質の最低値・最高値をお知らせします。

測定試料名	件数	採取場所（大字）	セシウム合算 (Bq/kg)	ヨウ素131 (Bq/kg)
みょうが	2	高柴，袋田	検出せず	検出せず

※イノシシ肉，こしあぶらは、国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡ができません。

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。

※過去の検査結果は、大子町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002557.html>

問合せ 農林課農政担当 Tel 7 2 - 1 1 2 8

米の食味分析計

地域の特性を活かした良質米の生産向上を図るため、農林課内に米の成分や特性を計る食味分析計を設置しています。ぜひ御利用ください(ただし、大子町内で米の栽培をしている方に限ります。)

- ・品名等 食味分析計（静岡製機株式会社製 SRE）1台
- ・測定対象 玄米・精米
- ・必要量 約450g
- ・測定項目 水分，タンパク，アミロース，脂肪酸度（玄米のみ），スコア

問合せ 農林課農政担当 Tel 7 2 - 1 1 2 8